

著作権	判決年月日	令和4年10月19日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和4年（ネ）第10019号		

○ 発信者情報開示請求において、ツイッターにおける投稿（ツイート）が事実の摘示による名誉棄損に当たるとしても、違法性阻却事由がうかがえないことの証明がないとして、権利侵害の明白性を認めなかった事例

○ ツイートにおけるイラストの利用が、適法な「引用」（著作権法32条1項）に当たるとされた事例

○ ツイートに添付されたイラスト画像について、ツイッターのタイムライン上の表示が画像の一部のみとなることは、ツイッターを利用するに当たっての「やむを得ないと認められる改変」（著作権法20条2項4号）に当たる。

（事件類型）発信者情報開示 （結論）原判決一部変更

（関連条文）著作権法20条1項・2項4号、21条、23条1項、32条1項、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項

（原判決）東京地方裁判所令和2年（ワ）第24492号・令和3年12月23日判決

判 決 要 旨

1 本件は、氏名不詳者（本件投稿者1及び2）により、ツイッター（インターネットを利用してツイートと呼ばれるメッセージ等を投稿することができる情報サービス）において、X作成のイラスト画像を含む4件の投稿（本件ツイート1－1、1－2、2－1、2－2。本件各ツイート）がされたことにより、同各イラストに係るXの著作権及び著作者人格権並びにXの名誉権及び営業権が侵害されたことが明らかであると主張して、X（被控訴人・一審原告）が、ツイッターを運営するY（控訴人・一審被告）に対し、令和3年法律第27号による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」）4条1項に基づき、発信者情報の開示を請求する事案である。

Xは、インターネット上でイラストを1点3000～5000円程度で販売していたイラストレーターであるが、本件各ツイートでは、Xの作成したイラストが他人のイラスト又は写真をトレースしたものである旨や、Xがトレースの「常習犯」である旨の指摘がされ、トレース元とされるイラスト又は写真と、トレースが疑われるXのイラストを重ね合わせた画像が示されたり、トレースが疑われていないXのイラストが添付されるなどしていた。また、本件各ツイートに添付された複数枚の画像（X作成のイラスト等）の一部は、タイムライン上では、トリミング表示がされていた。

2 原判決は、①Xがトレースの手法によりイラストを作成したとは認められないから、名誉棄損に係る違法性阻却事由がない、②画力の差を検討するためには、横顔のイラストのうち構図が同一又は類似のものを比較すれば足りるから、異なる構図（目を開いた女性の正面視）のイラストの利用は、「目的上正当な範囲内で行なわれるもの」に当たらない、③イラスト

のタイムライン上でのトリミング表示は「改変」に当たり、「やむを得ないと認められる改変」とはいえない、と判断して、名誉棄損、著作権侵害、同一性保持権侵害が明らかであると認め、本件各ツイートが投稿された時以前のログインのうち最も新しいもののＩＰアドレス並びに年月日及び時刻、投稿者のアカウントの管理者の電話番号及び電子メールアドレスの開示を求める限度でXの請求を認め、その余の請求をいずれも棄却し、Yが控訴した。

3 本判決は、本件各ツイートの投稿による権利侵害の明白性が認められないと判断して、原判決を変更し、Xの請求を全部棄却した。その理由の概要は次のとおりである。

①権利侵害の明白性について

プロバイダ責任制限法4条1項1号が規定する「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」に該当するといえるためには、当該侵害情報の流通によって請求者の権利が侵害されたことに加え、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情の存在しないことまで主張立証されなければならないと解される。

②名誉棄損について

Xイラスト1が、第三者の作成した乙1の2イラストをトレースしたものであるという事実を摘示したことにより、イラストレーターであるXの社会的評価が低下したが、上記事実は著作権法上の問題がある可能性をうかがわせる内容であり、X作成のイラストを購入しようとする需要者にとって重要な情報であるから、本件ツイート1－1を投稿する行為は、公共の利害に関する事実に係るもので、その目的が専ら公益を図ることにあるといえることができる。また、Xイラスト1（女性の横顔のイラスト）とトレース元とされる乙1の2イラストとは、輪郭、首の角度、耳の位置が一致していること、これらが偶然一致することは困難であると認められること等を総合すると、「Xイラスト1が、乙1の2イラストを、トレースして作成されたものである」という事実は真実である蓋然性が高い。そうすると、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情の存在しないことの立証が足りないというほかない。

③著作権侵害について

X作成のイラストが他人のイラスト又は写真をトレースして作成されたものであることを検証し、批評するために、X作成のイラストを、トレース元とされるイラスト又は写真と重ね合わせて利用することは、記事の内容を吟味するために便宜でかつ客観性を担保することができるものであるといえることができ、著作権法32条1項に規定される適法な「引用」に当たる。

本件投稿者2は、Xイラスト5にあるようなX作成の女性の横顔のイラストが、X作成のそれ以外のイラストと比べて画力の点で不自然であることをもって、上記女性の横顔のイラストはトレース行為により作成されたものであることを検証しようとしているところ、女性の横顔のイラスト以外のイラストにおけるXの画力をみるには、Xの作成した複数のイラストを比較観察することが相当であり、本件ツイート2－1においてX作成のイラストを2枚

利用したことは、適法な「引用」に当たる。

④著作者人格権侵害について

ツイッターのタイムライン上の表示は、ツイッターの仕様又はツイートを表示するクライアントアプリの仕様により決定されるものであって、投稿者が自由に設定できるものではなく、投稿者自身も投稿時点では、どのような表示がされるか認識し得ないこと、投稿後も、ツイッターの仕様又はツイートを表示するクライアントアプリの仕様が変更されると、タイムライン上の表示が変更されること、ツイートに添付された画像データ自体は当該ツイートを閲覧したユーザーの端末にダウンロードされており、タイムライン上の画像をクリックすると、画像の全体が表示されることに照らすと、投稿者が改変主体に当たるかという点を措くとしても、タイムライン上の表示が画像の一部のみとなることは、ツイッターを利用するに当たり、著作権法20条2項4号の「やむを得ないと認められる改変」に当たるといふべきである。